

2012年7月1日 Vol.0058

庵治町長をめぐる贈収賄事件 ①

---

---

中堅ゼネコン談合事件で押収した証拠物を端緒として庵治町長をめぐる贈収賄事件へと発展したことは前号で述べた。贈賄者の虚偽自白によって取り調べは困難を極めたのである。

私には地元の情報提供者がいたがその人を活用したことが事件の背景を知るのに役立ったものだ。地元には「通」と言われる人が何人かはいるものである。そのような人と信頼関係を築くことが地元情報を入手するのに不可欠である。その人は次席検事室に自由に入出入りすることが許されていたのだ。その後も何度かその人の情報で内偵したことがある。そのほとんどは内偵が進まず途中で挫折するのである。10件あるいは20件内偵して1件立件逮捕できればいい方である。忍耐強く繰り返して内偵するしか方法はないのだ。その人の情報によると「平成2年初め頃、庵治町で近く20年間にわたる総工事費120億円に上る下水道工事が発注されることになり、原野組、協栄土木、伸和重量建設の3業者は下水道工事の経験はないが落札すれば長期間に渡り利益が見込まれるため、3社は共同企業体の協定を締結した。

庵治町長選挙の際には平井新候補者のためプレハブ2階建ての後援会事務所（リース代金270万円）を提供する等して便宜を計り平井は5期目の当選をした。入札担当課長は共同企業体を除いた指名案を町長に上申したが町長は大林組等ゼネコン9社と共に共同企業体を指名選定し談合の結果共同企業体が落札した。共同企業体は工事に着工したものの経験がないため工事の振動で現場付近の2軒の民家の壁に亀裂を生じさせ、さらに請負った74工区の内4工区しか工事ができず、それも工期を2ヶ月間延長してもらった。町議会では実績も技術力もない中小の共同企業体を工事に指名した平井町長の責任を追及し共同企業体は2軒の民家に合計540万円の補償した」と言うものであった。

この段階では庵治町長をめぐる贈収賄事件があるのか否か確たる見通しもなかったがとりあえず下水道入札談合事件で原野組、協栄土木、伸和重量建設の会社事務所、役員宅等 8 ヶ所を一斉搜索したのだ。伸和重量建設事務所の金庫内に原野組からファクシミリ送付された共同企業体の現金出納帳があり平成 4 年 4 月 15 日に各社 100 万円ずつ入金し同日現金 300 万円を出金した欄に「平長 300」とのメモを発見したのである。「平長」とは誰かとみんなて協議したが当初「平長」とは氏名ではないかと思い県内の電話帳を繰ったものだ。その内検察事務官が「これは平井庵治町長のことではないですか」と言うのである。実は平井町長は昭和 47 年頃収賄容疑で高松地検刑事部長が取り調べたことがあったのである。捜査は失敗し起訴することができなかつたらしい。検察事務官はそのことを覚えていたのだ。

「平長」とは平井庵治町長であることが確定したのである。「300」と言うのは共同企業体が平井町長に供与した賄賂なのだ。早朝、原野組、協栄土木、伸和重量建設の社長を任意同行し高松地検において取り調べたのである。その結果、各社 100 万円を出し合って贈賄金 300 万円を平井新庵治町長に共同企業体の原野組社長が手渡しするとの事前相談がまとまり、平成 4 年 4 月 15 日共同企業体の普通預金口座に各社 100 万円の贈賄資金を振込んだとの自白をしたのだ。ところが実行行為者であった原野組社長は賄賂金 300 万円を平井町長に手渡し相談がまとまった事実についてはこれを認めたが 300 万円は全て自分が競艇に費消したとして贈賄の事実を否認したのだ。

すでに午後 11 時頃になっていたが私はどのような決断をすべきか大いに迷ったのである。このまま逮捕しないで帰すと事件はつぶれるのだ。逮捕しても原野組社長が競艇に全額費消したと供述を維持すれば起訴は不可能なのである。庵治町は人口約 3 万、庵治石が有名な町であるがかりそめにも町民の選挙で当選した町長なのである。逮捕勾留して起訴できませんでしたではすまないのだ。その場合には捜査を総括したものとしては責任を取って辞職するしか方法はないのだ。それが検事としての責任の取り方であろう。

今でもそうすべきであるとの信念に変わりはない。ところが次の臨床試験をめぐる贈収賄事件の中で述べるが独自捜査に失敗して起訴できなくとも何の責任も取らず平気な顔をして出世する検事が多いのである。そのような人は検事の風上にも置けないろくでもない奴だと私は思っている。前月号までに述べたが私は鹿児島地検 3 席検事当時「交通事故にあつて生死 5 分 5

分の意識不明の障害を負ったがそのとき一度死んだのだ。後はおつりの人生である」と何か重要な決断をするときにはその事故のことを思い出すのである。

これは 20 年に渡る 120 億円の工事である。それを落札し続ければ甚大な利益を生むのである。共同企業体が 300 万円を町長に供与すると事前の謀議がなされたのにそれに反し競艇に全額使って町長に金を渡さないことはありえないのだ。私の心証は黒である。「よし、私の職をかけて逮捕しよう」と決断したのである。

翌、午前 1 時頃全員を逮捕し、早朝 6 時頃庵治町長を任意同行して取り調べるが完全否認のまま深夜逮捕したのだ。原野組社長の取り調べは主任検事の刑事部長に担当させたが、町長は松山地検から応援に来ていた副検事に取調べを担当させた。何故かというとその副検事は白鳥町、ゼネコン談合事件から応援に来ていたが自白させる資質と能力があると見抜いたからだ。事件を成功させるためには位の上下は関係なく最も適任者をして取り調べ担当者とすることが重要である。実行行為者の原野組社長は犯行を否認しているので犯行現場が判明しないため同場所を「庵治町内」として逮捕勾留したのである。よくぞ勾留状が発付されたと思われる方がいるかもしれないが、裁判官は自動販売機であってチェック機能等はないのだ。

ところが勾留 2 日目に原野組社長は高松市内の高級料亭二蝶で現金 300 万円を庵治町長に手渡したと自白したのである。刑事部長が自白調書 10 枚ぐらいのものを持参したので私はそれを読んでこれで 1 件落着したと思ったものだ。

自白内容は具体的かつ詳細なのである。「二蝶」と言えば最高検、法務省の幹部検事が高松に出張で来た場合には、私も含めて飲食接待をしていた場所でもある。原野組社長の自白に基づき二蝶から接客簿等の帳簿を押収したのだ。その接客簿から臨床試験をめぐる贈収賄事件へとさらに事件は発展するのである。ところが原野組社長の自白に基づき二蝶の 300 万円を手渡したと供述する部屋の实地検証をしたのであるがその部屋の状況は自白した逮捕内容とは全く違うのである。虚偽自白だと断定せざるを得ないのだ。

虚偽自白がなかったら接待簿を押収することもなく従って臨床試験をめぐ

る贈収賄事件に発展することもなかったのである。何が幸いするかわからないものである。その自白の内容が何故虚偽自白だと判明したのか、何故虚偽自白をしたのか等についてはまとめて後述したい。とにかく取り調べは振り出しに戻ったのである。

勾留を 10 日間延長したが町長は依然頑強に否認する。私は辞職を覚悟した。勾留 14 日目、満期まで残り 6 日しかなくこのまま推移すれば起訴はできない。状況が気がかりだった私は刑務所内の庵治町長の取調べ室に行き副検事の取り調べの立会いをした。30 分くらいで引き上げて高松地検の次席室にいと夕方副検事から町長が自白したとの連絡を受けたのだ。

驚くなかれ、その自白によると原野組社長からは現金 100 万円を受け取ったと言うのである。犯行現場は二蝶ではなく、自宅であって金額も 300 万円ではなく 100 万円だというのである。すぐ刑事部長に連絡して原野組社長の取調べを実施したが社長も当初の自白は虚偽である旨自供し、何故虚偽自白をしたのかその理由も説明するのだ。庵治町長には余罪もあったが取調べ中に 2 度も発作を起こして倒れるなどしたため医師に診察させたところ「これ以上取調べすると生命の保証ができない」と言われ余罪取り調べは断念したのであるが、私が命拾いした事件であったので今でもこの事件はよく記憶している。

(次回につづく)

---

著者：三井環（元大阪高検公安部長）